

2023年6月

個人情報保護・データプライバシーニュースレター No.32

米国最新法律情報 No.93

欧州最新法律情報 No.21

子どものデータ保護 – 欧米における国際的な動向

弁護士 森 大樹

弁護士 早川 健

弁護士 丸田 颯人

はじめに

子どもの権利に関する国際的な規範としては、1989年11月20日に国際連合で採択され1990年9月2日に発効した[児童の権利に関する条約](#)（日本は1994年4月22日に批准、1994年5月22日に発効）がありますが、近年、子どものデータ保護が国際的に注目されています¹。

まず、英国・欧州では、欧州で2018年5月に適用が開始された一般データ保護規則（GDPR）において、子どものデータ保護に関する特別な規定を設けていますが、英国ではGDPRを踏まえて2021年9月2日より子どもの最善の利益を考慮すべきこと等を定める年齢適正デザインコード（Children's Code）の適用が開始されました。また、フランスのデータ保護機関も2021年8月に子どもの保護のために8つの勧告を公表しており、さらに、アイルランドのデータ保護機関も2021年12月にGDPRに基づく子どもについてのデータ保護の義務を明確化する14の基本事項を公表しています。これらに加えて、子どものデータ保護に関する違反に高額な制裁金を課しているデータ保護機関による執行事例も見られます。

また、米国では、子どもの保護のための連邦法として、1998年に児童オンラインプライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Act of 1998. 通称 COPPA）が成立していますが、最近でも同法に関して高額な罰金の支払いを命じた事案があります。また、州レベルでも立法の動きがあり、例えば、カリフォルニア州では、2022年9月15日に英国の Children's Code と同様の規律を定めたカリフォルニア州年齢適正デザインコード法（California Age-Appropriate Design Code Act）が成立しています（同法の主要な規定は2024年7月1日に発効予定）。

以下、それぞれの概要についてご紹介します。

¹ また、デジタル環境における子どものリスクについては経済協力開発機構（OECD）も2021年5月31日に「[デジタル環境の子どもに関する OECD 勧告](#)」（2012年の勧告を改定したもの）を採択しています。データ保護に限らずデジタル環境における子どもをめぐるリスクについて整理する上で、当該勧告を参照することは有益であると思われる。

英国・欧州の動向

1. 法規制やガイダンス

(1) GDPR における子どものデータ保護に関する規制

欧州で 2018 年 5 月に適用が開始された GDPR は、前文 38 項において、子どもは個人データに関して特別の保護を享受する旨を規定し²、透明性の原則を定める中で、「特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる」ものとしています（GDPR 12 条 1 項）。また、個人データの処理の法的根拠が本人の同意に基づく場合、本人が 16 歳³未満であれば、親権者の同意による必要があります（GDPR 8 条 1 項）。この場合、個人データの管理者は、親権者の同意があったことを確認するための合理的な努力をしなければならないとされています（GDPR 8 条 2 項）。

さらに、欧州各国のデータ保護機関の職務として、処理と関連するリスク、ルール、保護措置および権利について公衆の注意喚起をすることが挙げられ、そこでは、特に、子ども向けの活動に特別の注意を払うものとされています（GDPR 57 条 1 項(b)）。

その他にも、プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定（GDPR 22 条）につき、条文上は子どもかどうかを区別していないものの、前文 71 項では法的効果または類似の重大な効果をもたらすプロファイリングを含むもつばら自動化された意思決定は子どもには適用されるべきでないとの説明がされており⁴、また、個人の権利および自由に対する高いリスクを発生させるおそれがある場合についてデータ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment）を行わなければならないとされているところ（GDPR 35 条 1 項）、監督機関によっては子どものプロファイリング等の個人データの処理についてデータ保護影響評価を行うべきこととしている場合もあります（GDPR 35 条 5 項）⁵。

(2) 英国の Children's code

英国では、2020 年 9 月 2 日に[年齢適正デザインコード](#)（Age Appropriate Design Code: Children's Code）が発効し、その 12 カ月後の 2021 年 9 月 2 日より、GDPR の義務の遵守に関して Children's Code が考慮されることとなりました。なお、GDPR は英国の EU 離脱後は [UK GDPR](#) として英国の国内法として維持されており、UK GDPR の内容は現状では GDPR の規律とほぼ同様です。

Children's Code は、英国における「18 歳未満の子どもがアクセスする可能性が高いオンラインサービス（情報社会サービス）」⁶に適用されます。なお、Children's Code は UK GDPR の域外適用を前提としているため、同様に域外適用があり得ます。

具体的には、UK Children's Code は以下のような 15 の基準から構成されています。

² 特に、マーケティングの目的、その子どもに関するパーソナリティもしくは個人プロファイルの作成の目的において子どもに関する個人データの使用、および子どもに対して直接に提示されるサービスを利用する際の子どもの個人データの収集に対して、そのような特別の保護が適用されなければならないとされています（GDPR 前文 38 項）。

³ ただし、加盟国は 13 歳を下回らない限りより低い年齢を定めることができます（GDPR 8 条 1 項）。

⁴ 欧州データ保護会議（European Data Protection Board: EDPB）の前身となる第 29 条作業部会（Article 29 Working Party）は、「自動化された個人に対する意思決定とプロファイリングに関するガイドライン」において、GDPR 22 条が子どもに関わるその種の処理を絶対的に禁止しているわけではないものの、前文の観点から、一般的に、管理者が処理を正当化するために GDPR 22 条 2 項の例外に依拠すべきではないとの考えを示しています（個人情報保護委員会による仮日本語訳は[こちら](#)）。

⁵ 例えばアイルランドでは、子どもを含む脆弱な人をマーケティングまたはオンラインサービスのターゲットにするためにはプロファイリングすることがデータ保護影響評価の実施が必須となる[リスト](#)に掲げられています。

⁶ Children's Code では、多くのアプリ、プログラム、コネクテッド・トイおよびデバイス、検索エンジン、ソーシャルメディア・プラットフォーム、ストリーミングサービス、オンラインゲーム、ニュースまたは教育 Web サイト、ならびにインターネットを介してユーザーにその他の商品またはサービスを提供する Web サイトを含むとしています。

表 1 UK Children's Code の 15 の基準

1. 子どもがアクセスする可能性の高いオンラインサービスの設計および開発時には子どもの最善の利益を第一に考慮すること	9. 子どもの個人データを共有しない
2. データ保護影響評価の実施	10. 位置情報のオプションはデフォルトでオフ
3. 年齢に応じた適用	11. 親が管理できる場合には子どもにそれを伝える
4. 子どもにも分かるようにする透明性	12. プロファイリングのオプションはデフォルトでオフ
5. データの有害な使用の禁止	13. 不必要なデータを提供させるナッジ技術は使用しない
6. 自ら定めたポリシー等の遵守	14. コネクテッド・トイまたはデバイスについて本コードを遵守するための効果的なツールを含める
7. プライバシーに配慮したデフォルト設定	15. 子どもがデータ保護の権利を行使しまたは懸念を報告するツールを提供する
8. データの最小化	

各基準の具体的内容については Children's Code において詳細な説明がされています。このうち、例えば、1 つ目の基準として「子どもの最善の利益を第一に考慮」すべきことが挙げられていますが、これは子どもの権利条約における概念を採り入れたものです。ここでは、子どもがアクセスする可能性が高いオンラインサービスの設計および開発をする際には子どもの最善の利益を考慮することとされており、他の基準への対応を考える上でも重要な要素であると考えられます⁷。また、データ保護影響評価についてもどのように実施すべきかが実務的には課題となりうる場所ですが、ICO はその[ウェブサイト](#)においてデータ保護影響評価の[テンプレート](#)やリスクアセスメントの[ツール](#)などを提供しています。

(3) フランスのデータ保護機関による勧告

フランスのデータ保護機関（Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés: CNIL）は、2021 年 8 月、子どもの保護のために、以下のような 8 つの[勧告](#)を公表しています。これらは子ども、親・教育者、オンラインサービスプロバイダーの 3 つの視点を軸に構成されていますが、内容は以下のとおりです。

表 2 フランスのデータ保護機関による 8 つの勧告

1. オンラインで行動する子どもの能力(capacity)を制限
2. 子どもが権利行使することを促す
3. 親のデジタル教育支援
4. 15 歳未満の子どもについて親の同意を求める
5. 子どものプライバシーおよび最善の利益を尊重したペアレンタルコントロールの促進
6. 子どもの情報および権利についてのバイデザインの強化
7. 子どものプライバシーを尊重しつつ子ども年齢と親の同意の確認
8. 子どもの利益を保護するための特別の保護措置を提供

(4) アイルランドのデータ保護機関による 14 の基本事項(Fundamentals)

アイルランドのデータ保護機関（Data Protection Commission: DPC）は、2021 年 12 月に策定した 2022 年から 2027 年の[規制戦略](#)（Regulatory Strategy）において、子どもおよびその他の脆弱性のある集団の保護を目標の 1 つに掲げています。

また、DPC は、GDPR に基づく子どもについてのデータ保護の義務を明確化する 14 の[基本事項](#)(14

⁷ この点につき、Children's Code では、子どもの権利を考慮しサポートするためには専門的な第三者からのエビデンスおよびアドバイスを利用する必要があるとしています。

Fundamentals)を2021年12月に公表しました。当該基本事項は、18歳未満の子ども向けのサービスまたは子どもがアクセスする可能性の高いサービスを提供し、子どものデータを処理する全ての組織に適用され、オンラインとオフラインの両方においてこれらの基本事項を遵守する必要があるとされています。その具体的な内容は以下のとおりです。

表3 アイルランドのデータ保護機関による14の基本事項(Fundamentals)

1. 基本事項(Fundamentals)を18歳未満の子どものデータの全てに適用
2. 明確な同意
3. 子どもの最善の利益へのゼロ干渉
4. ユーザーが子どもかどうかを知りやすくする
5. 個人データの取扱いについての情報提供
6. 子ども向けの透明性
7. 子どもが権利行使できるようにする
8. 同意を取得しても子どもは子どもとして扱う
9. 年齢認証および親の同意の有効性の検証
10. 義務を避けるために子ども向けサービスから子どもを排除しない
11. 利用可能年齢の設定によってGDPR上の義務を免れるわけではない
12. プロファイリングの禁止
13. データ保護影響評価の実施
14. データ保護バイデザイン・バイデフォルト

2. 子どものデータ保護についての当局による最近の執行事例

英国・欧州の子どものデータ保護に関連する当局による最近の主な執行事例としては以下の二つが挙げられます。

【事案①】

アイルランドのデータ保護機関であるDPCが、2022年9月に、インスタグラムのGDPR違反について4億500万ユーロの制裁金を課すことを[公表](#)

(違反の概要)

- ✓ 2016年にアカウントの種類として「ビジネスアカウント」が導入され、「パーソナルアカウント」から移行する際には子どものユーザーを含めて電子メールアドレスまたは電話番号を公に表示させることが求められていた(2019年9月には設定が修正され必須ではなくなった)ことについて、明確かつ平易な文言を用いて説明していなかった等の違反
- ✓ 2021年3月に18歳未満の子ども向けにインスタグラムのアカウントについて公開アカウントにするかプライベートアカウントにするか選択できるようにするまで、子どもを含む全てのユーザーのアカウントについてデフォルトで公開アカウントになっていた(すなわち投稿の内容が全てのインスタグラムユーザーおよびウェブブラウザでアクセスする未登録の者から見られるようになっていた)ことについて、明確かつ透明性のある形式で情報提供がなされていない等違反

【事案②】

英国のデータ保護機関であるICOが、2023年4月に、TikTokのUK GDPR違反について1,270万ポンドの制裁金を課すことを[公表](#)(2018年5月から2020年7月の違反)

(違反の概要)

- ✓ 親の適切な同意なしに13歳未満の子どものデータを処理していた
- ✓ ユーザーに対して、データの収集、使用および共有について分かりやすい方法で適切な情報を提供していなかった
- ✓ 英国のユーザーのデータを適法、公正および透明性のある方法で処理していなかった

米国における動向

1. 子どもオンラインプライバシー保護法(COPPA)による保護

米国では、子どもの保護のための連邦法として、[Children's Online Privacy Protection Act of 1998](#)（児童オンラインプライバシー保護法）があります。

COPPA は、①13 歳未満の子ども向けのウェブサイト・オンラインサービス運営者、および②13 歳未満の子どもから個人情報を収集・保持していることについて「現実の認識」を有しているウェブサイト・オンラインサービス運営者を適用対象としており、COPPA においては、これらのウェブサイト・オンラインサービス運営者が何の情報を子どもから収集するか、どのように利用するか、および当該情報の開示の実務についてウェブサイト等で通知すること、および子どもからの個人情報の収集、利用または開示について検証可能な親の同意を得ることが求められます。

2. COPPA についての当局による最近の執行事例

子どもデータ保護に関して最近社会の耳目を集めた執行事例としては、以下の事案が挙げられます。

【事案】

米国の連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）が、2022 年 12 月に、ゲーム「Fortnite」の運営会社について、COPPA 違反等のプライバシーの侵害により 2 億 7,500 万米ドルの罰金を支払うべきこと、違法なダークパターン等による課金について 2 億 4,500 万米ドルの返金（リファンド）をすべきことを[公表](#)。

（違反の概要）

- ✓ プライバシー侵害
 - Fortnite ユーザーについての調査、マーケティング、プレイヤーサポート等によって多くの子どもが Fortnite を使用していたことを認識していたにもかかわらず、検証可能な親の同意を得ることなく子どもの個人情報を収集していたことについての COPPA 違反
 - 子どもが（性的なものも含めて）嫌がらせ等を受けていたにもかかわらず、テキストおよび音声のチャットをデフォルトオンにしていたことが、子どもを傷つけていた
- ✓ その他、ダークパターンによる課金についての FTC 法（Federal Trade Commission Act）違反も指摘

3. 州レベルでの動向

(1) カリフォルニア州の年齢適正デザインコード法の制定

カリフォルニア州では、2022 年 9 月 15 日に州知事が[年齢適正デザインコード法](#)（California Age-Appropriate Design Code Act）に署名しました。その内容としては、18 歳未満の子どもがアクセスする可能性の高いオンラインサービス、製品または機能を提供する事業者に対して、英国の Children's Code と同様に以下のような事項が義務付けられ、または禁止されますが、これらの義務または禁止事項については 2024 年 7 月 1 日に発効することとなっています⁸。

(ア) 主な義務

1. オンラインサービス等を提供する前にデータ保護影響評価を実施して文書化し、当局から要求があった場合に提出できるようにすること
2. データ管理実務から生じるリスクに適した合理的なレベルの確実性で子どものユーザーの年齢を推定するか、または、子どもへのプライバシー・データ保護を全ての消費者に適用すること

⁸ もっとも、カリフォルニア州の年齢適正デザインコード法に対しては、アメリカ合衆国憲法修正第 1 条に抵触する旨の訴訟が提起されていると報じられています。

3. 子どものプライバシー設定について高いレベルに設定すること（ただし、異なる設定が子どもの最善の利益になることを証明できる場合を除く）
4. プライバシーに関する情報を簡潔かつ目立つように提供し、アクセスする可能性が高い子どもの年齢に適した明確な言葉を使用すること
5. 子どもが親に監視または追跡される場合には、それについて子どもに対して明確なシグナルを提供すること
6. 制定して公表したポリシーおよびコミュニティスタンダードを執行すること
7. 子ども等が自己のプライバシー上の権利を行使し、また懸念を報告しやすくすること

(イ) 主な禁止事項

1. 子どもの身体的健康、精神的健康または福利に重大な悪影響を及ぼすような方法で個人情報を利用すること
2. 例外的な場合を除いて、子どもをプロファイリングすること
3. オンラインサービス等の提供に必要な個人情報を収集等すること、および収集した目的以外に個人情報を利用すること
4. デフォルトで位置情報を収集等すること
5. ダークパターンを用いるなどして、合理的に予想される程度を越えて個人情報を子どもに提供させたり、または子どもに害のある行為を行うこと
6. 年齢を推定するために収集した情報を、それ以外の目的で利用したり、当該推定に必要な期間以上に保有すること

なお、同法の規定への違反については、差し止めや、過失による違反についての影響を受けた子ども 1 人当たり 2,500 米ドル以下の民事罰、または故意による違反について影響を受けた子ども 1 人当たり 7,500 米ドル以下の民事罰が課されるとされています。ただし、事業者が同法で求めるデータ保護影響評価についての規定を実質的に遵守している場合、カリフォルニア州司法長官が当該事業者に執行する前に違反について書面で通知し、事業者が 90 日以内に違反を治癒し将来の違反を防止する十分な措置をとった旨を州司法長官に対して書面で通知すれば民事罰を課されないとの規定も設けられています。

(2) その他の州の動向（ユタ州など）

カリフォルニア州以外にも、子どものデータ保護に関連する立法の動きが見られます。例えば、ユタ州では、18 歳未満の子どもがソーシャルメディアのアカウントを維持または作成するために親の同意が必要になる旨の法律⁹、およびソーシャルメディア企業がプラットフォームを利用するにあたって子どもに害が生じた際には責任を負う旨の法律⁹がそれぞれ 2023 年 3 月 23 日に成立し、いずれも 2024 年 3 月に発効することとなっています⁹。

今後の実務的な対応に向けて

上記の欧米の動向を踏まえると、子どものデータ保護についての事業者の対応の必要性は、今後ますます高まってくるのが予想されます¹⁰。もっとも、子どものデータ保護の重要性自体については疑義がないとしても、どの程度事業者が対応することが実務上可能かといった点については留意が必要であると思われます¹¹。

⁹ もっとも、ユタ州のこれらの法令についてもアメリカ合衆国憲法修正第 1 条等に抵触するのではないかとの懸念が業界団体から示されていることが報じられています。

¹⁰ 本稿で紹介した以外にも、例えば 2022 年 11 月に発効し 2024 年に全体の適用が開始される予定の欧州のデジタルサービス法 (Digital Services Act) においても、オンラインプラットフォーム提供者に対する未成年者のオンラインにおける保護についての規定が定められており (同法 28 条)、また英国でも 2022 年 3 月 17 日にオンラインでの子どもの保護を定めるオンライン安全法案 (Online Safety Bill) が議会に提出されています。

¹¹ たとえば、年齢認証のために個人データの提供を求めることになる場合には、当該情報にオンライン上の行動が結びつくことによりセンシティブな情報になりうるため、これによるデータ保護・プライバシーのリスクと子どもの保護のバランスをどのようにとるかが

そして、実務的な対応については、例えば英国の ICO は上記のとおりその[ウェブサイト](#)においてデータ保護影響評価のテンプレートやリスクアセスメントのツールなどを提供しており、これらの当局が公表する資料が参考になると考えられます。

また、個別の業界に着目すると、例えばゲーム産業における子どものデータ保護は上記の米国 FTC による執行事例もあるとおり重要であるといえるところ、ICO はゲームデザイナー向けに Children’s Code を適用する際に以下のような内容の [tips](#) を公表しており、このような tips を参照することは、ゲームについての設計やこれに関する個人データの処理にあたって重要であると思われます。当該 tips においては、ゲーム設計者が「すべきこと」(should) と「できること」(could) についてそれぞれ具体例を掲げています。

表 4 英国の ICO によるゲームデザイナー向けの tips における主な事項

(1) リスクアセスメントの実施	
すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの一部として子どもを含む外部のステークホルダーに相談する <ul style="list-style-type: none"> 既存のプレイヤーからフィードバックを受ける、ユーザーテストを行う、または子どもの権利を保護する団体とコンタクトをとる ゲームの設計段階で、ゲームの子どもへの訴求力を評価し文書化する <ul style="list-style-type: none"> 当該ゲームが子ども向けでないとしても子どもがゲームをする可能性があることには留意する リスクアセスメントについて定期的にレビューする <ul style="list-style-type: none"> 意図していない年齢層がゲームをしている場合には必要な調整を行う ゲーム内のランダムな報酬（宝箱など）についてもリスクアセスメントを行う
(2) プレイヤーの年齢を知る	
すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 英国のプレイヤーが 18 歳未満であるかどうかをどのように特定するか、また適切なレベルの確実性で実際の年齢をどのように特定するかを評価し文書化する より確実に年齢を特定する手法について調査をし、その手法をできるだけ速やかに全てのゲーム等に実装する プレイヤーが虚偽の年齢の申告をできないようにする
(3) 透明性をもつ	
できること	<ul style="list-style-type: none"> ユーザー調査を実施して、子どもにフレンドリーなプライバシーの情報を異なる年齢で試す 透明性のための情報を、年齢ではなく能力に基づいて表示させる（初心者・中級者・上級者に分けるなど） 異なる年齢の子どもにとってより効果的なプライバシーの情報を伝える、異なる方法を設計する（ビデオやゲーム内のポップアップなど）
(4) 子どものデータの有害な使用を防止する	
すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 個人データのオプションな利用（製品のレコメンデーション等を含む。）はデフォルトで全てオフにし、プレイヤー（13 歳未満の子どもの場合はその親）から有効な同意を得た後にのみ有効にする ゲームの設計において、チェックポイント、定期的な自動セーブ、試合間の自然な休憩を取り入れる 子どもがゲーム内からアクセスできるコミュニティサーバーにおける広告等をコントロールまたはモニターできる措置を実装する
(5) 高いレベルのプライバシー設定を行い、親がコントロールできるようにする	
できること	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの最善の利益になる場合に「リアルタイムのアラート」の機能を親に提供する（不適切なコンテンツに接する場合など） プレイヤーがプライバシー設定を変更しようとした時点で、年齢に応じた説明をする 子どもが他のプレイヤーに何の個人データが表示されるかをコントロールできるような設定を導入することが可能かを評価する（アカウントネームを他のプレイヤーに隠せるようにするなど） 子どもの音声チャット機能をデフォルトでオフにし、プレイヤーが永続的におよびゲームをしている時点で「邪魔されない」設定にできるようにし、デフォルトの「友達リクエストの受信」設定を「受け取らない」に変更する

問題となりえます（フランスのデータ保護機関である CNIL も[ウェブサイト](#)においてこの点について言及しています。）。

(6) 責任あるプロファイリング	
すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の広告プロバイダーが、年齢に適したコンテンツをゲーム内の子どもに表示していることを確認する プロファイリングが行われる時点で、年齢に応じた情報をゲーム内で提供する（信頼できる大人を探し、プロファイリングがどのように個人データを使用するかを理解している場合にプロファイリングを有効にするよう推奨する） プレイヤーが新しいアカウントを作成する際に、マーケティングのためのオプトインの同意と、利用規約・プライバシーポリシーの同意を分ける マーケティング目的のプロファイリングを子どもに対してデフォルトでオフにしていることを確認するか、または、マーケティングを子どものデータを処理しないコンテキスト広告に制限することを検討する
(7) ポジティブなナッジ技術を実装する	
すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けのアイテムに期間限定または 1 回限りのオファーを導入するリスクを評価し、文書化する 子どもの最善の利益を促進するためにポジティブなナッジ技術を実装する（たとえば、高度なプライバシーオプション、ゲーム内アイテムについての分別のある購入、親のコントロールの使用、休憩を取るなどの福利につながる行動に向けたものがありうる） 最低年齢制限のあるソーシャルメディア・プラットフォームでコンテスト等を実施する際に、子どもに対して懸賞を逃すことを恐れて年齢制限のあるソーシャルメディア・アカウントを作成するよう奨励していないかについて、注意する プレイヤーの行動等をモニターして、意図しないナッジポイント（意図していないのにプレイヤーがプライバシー設定を低くするように促される場合など）を特定する 中立的な購入ボタンのデザイン等を用いて、購入を続行しないという決定を可能にする。また、合理的な期間内に購入の払い戻しを許可するようにできる

グローバルで子どもに向けたサービスを提供している企業はもちろんのこと、国内の子ども向けのサービスを提供している企業においても、今後の国内外の規制動向については注視していくことが必要であり、当事務所としても、皆様にとって参考になる情報を引き続き発信していきたいと考えています。

2023年6月16日

[執筆者]



森 大樹（弁護士 パートナー・慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

oki_mori@noandt.com

2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2002年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2007年～2009年内閣府・内閣官房・消費者庁にて勤務。訴訟・紛争解決業務に加えて、国内外の個人情報・プライバシー関係、消費者関連法（景品表示法、製品事故・リコール、PL法、消費者契約法など）を中心として、企業法務全般に従事している。別冊 NBL No.162「日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務」（編集代表）など個人情報保護法・GDPRに関する著作も多数ある。



早川 健（弁護士）

takeshi_hayakawa@noandt.com

2006年東京大学法学部卒業。2009年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010年長島・大野・常松法律事務所入所。2016年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2017-2018年ヤフー株式会社勤務。2018-2020年個人情報保護委員会勤務。

個人情報保護、危機管理・コンプライアンスの案件を中心にリーガルサービスを提供している。個人情報保護委員会事務局での在任中は、欧州、米国、アジアなど世界の個人データ保護法令の動向についての情報収集等を担当。



丸田 颯人（弁護士・情報処理安全確保支援士）

hayato_maruta@noandt.com

2018年大阪大学法学部卒業。2019年長島・大野・常松法律事務所入所。情報漏えい、製品不正や談合に関する調査・危機対応等、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンスに関する案件を主に扱っている。その他、テクノロジー関連法務やコーポレートを中心に広く企業法務一般に関わっている。

[編集者]

鈴木 明美 パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹 パートナー
oki_mori@noandt.com

殿村 桂司 パートナー
keiji_tonomura@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件および国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

個人情報保護・データプライバシーニュースレター、米国最新法律情報、欧州最新法律情報の配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。個人情報保護・データプライバシーニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては<nl-dataprotection@noandt.com>まで、米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-us@noandt.com>まで、欧州最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-europe@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。